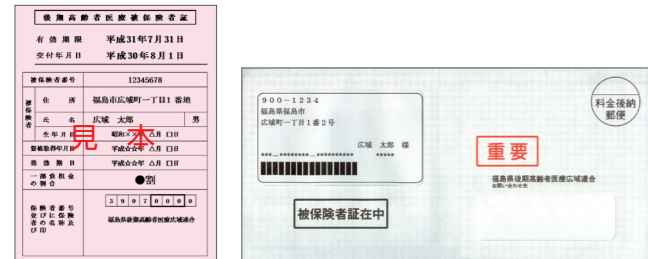


後期高齢者医療に加入している方へ

《新しい被保険者証（ピンク色）を送付します》

後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日(火)です。
8月1日(水)から使用する被保険者証は7月下旬に送付しますので、8月からは新しい被保険者証を医療機関の窓口にて提示してください。



▲新しい被保険者証 ▲この白い封筒に入れて郵送します

《限度額適用・標準負担額減額認定証の更新／申請》

- 更新方法
 - ・認定証をお持ちで更新手続きが必要な方には、6月下旬に申請書を送付しましたので、期日までに申請してください。
 - ・更新手続きが不要な方には、7月下旬に新しい認定証を送付します。
- ※認定証をお持ちでない方は、お問い合わせください。
- 現役並み所得者に対する限度額適用認定証
 - 8月から、自己負担割合が3割で現役並み所得（住民税課税所得が145万円以上690万円未満）に該当する本人および同一世帯内の被保険者は、申請により限度額適用認定証が交付されます。
 - 詳しくは、お問い合わせください。
- ☎本庁舎国保年金課 内2175

《後期高齢者医療保険料の決まり方》

保険料は、被保険者一人ひとりが平等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。
平成30年度の保険料率は次のとおりです。なお、保険料の決定通知書は8月中旬に送付します。

均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
41,600円		(平成29年中の総所得金額等－基礎控除33万円)×7.94%		(年間限度額62万円)

《保険料の各種軽減制度の改正》

保険料の軽減措置は次のとおり改正されます（赤字が改正部分）。

①均等割額軽減における所得基準の拡大

所得が基準額以下の世帯の方は、均等割額が軽減されます。



軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額※
9割	「33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円」以下の（その他各種所得がない）場合
8.5割	「33万円」以下の場合
5割	「33万円+27.5万円×被保険者数」以下の場合
2割	「33万円+50万円×被保険者数」以下の場合

※平成29年中の総所得金額等の合計（65歳以上の方の公的年金所得は、特別控除15万円を差し引いた金額）。

②所得割額の軽減特例措置の廃止

軽減内容	平成30年度	平成31年度以降
所得割額の軽減	軽減なし	軽減なし
被扶養者であった方への軽減	5割軽減	資格取得後2年間は5割軽減 ※3年目以降は軽減なし

③被用者保険の被扶養者であった方への軽減

均等割額が軽減され、所得割額の負担はありません。
※所得の低い方で均等割額の9割または8.5割の軽減対象となる方（※①参照）は、そちらの軽減割合が適用されます。

国民健康保険に加入している方へ

《平成30年度国民健康保険税の税率が決まりました》

●国民健康保険税（国保税）

区分	医療分	後期高齢者支援金等分	介護分
均等割	19,400円	9,200円	9,600円
平等割	13,900円	6,600円	4,400円
所得割	5.96%	2.86%	2.26%

※介護分は40歳以上65歳未満の方に課税されます。

●課税限度額

国保税には課税限度額があり、次の金額を超えて課税されることはありません。

医療分	後期高齢者支援金等分	介護分	合計
58万円	19万円	16万円	93万円

- ・国保税の決定通知書は7月中旬に送付します。
- ・国保税は、国保事業を運営する大切な財源です。納期内に必ず納めましょう。

《高齢受給者証の更新》

70歳から75歳未満の方が現在使用している高齢受給者証の有効期限は、7月31日(火)です。
新しい高齢受給者証は、7月下旬に送付します。

《限度額適用認定証の申請》

国民健康保険に加入している方の医療費が高額になる場合、限度額適用認定証を提示すると、同じ医療機関での1か月の窓口支払いが自己負担限度額までになります。

引き続き認定を受ける場合は、8月31日(金)までに申請してください。

※70歳以上の課税世帯の方は、申請不要です。

●問い合わせ先

- ◇税額など 本庁舎税務課市民税係 内2129
- ◇納付方法など 本庁舎税務課税政係 内2121
- ◇国保加入・脱退など 本庁舎国保年金課 内2172
- ◇各庁舎の窓口
- ▷税額・納付方法など 地域振興課総務係
表郷☎2112 大信☎2113 東☎2112
- ▷国保加入・脱退など 地域振興課市民福祉係
表郷☎2113 大信☎3974 東☎2116

70歳以上の方へ ～高額療養費の自己負担限度額が変わります～

●自己負担限度額（8月診療分からの月額）

※赤字が改正部分

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	
		3回目まで	4回目以降
新設	住民税課税所得690万円以上の方および同世帯の方	252,600円+ (医療費－842,000円) × 1%	140,100円
	住民税課税所得380万円以上の方および同世帯の方	167,400円+ (医療費－558,000円) × 1%	93,000円
	住民税課税所得145万円以上の方および同世帯の方	80,100円+ (医療費－267,000円) × 1%	44,400円
一般※1	18,000円/月 144,000円/年	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ※2	8,000円	24,600円	24,600円
低所得Ⅰ※3		15,000円	15,000円

自己負担割合が3割の方の所得区分が、細分化されたワン！



- ※1 住民税課税世帯で、自己負担割合が2割（生年月日が昭和19年4月1日以前の場合は1割）の方
- ※2 国保：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方
後期高齢：世帯全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の方
- ※3 世帯全員が住民税非課税で、かつそれぞれの所得が0円（年金収入80万円以下）の方

☎本庁舎国保年金課 内2173（国保）／内2175（後期高齢）